

平成19年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成19年11月12日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

- 1.平成19年11月12日(月)午後3時00分 開会
1.平成19年11月12日(月)午後4時58分 閉会

1.出席した議員は次のとおりである。

1番 大坂義徳	2番 藤井春雄	3番 佐藤峯夫	4番 伊藤福章
5番 佐藤芳雄	6番 橋村 誠	8番 泉 繁夫	9番 藤田君雄
10番 門脇一男	11番 門脇健郎	12番 武藤 威	13番 北村 稔
14番 佐藤文字	15番 田口喜義	16番 熊谷良夫	

計 15名

1.欠席した議員は次のとおりである。

7番 藤原万正

計 1名

1.地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 石黒直次	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	監査委員 坂本昇一	
消防長 佐藤富男	消防次長 伊藤正勝	大曲消防署長 高橋庄孝
角館消防署長 加藤範行	消防総務課長 伊藤和美	
後三年更生園長 進藤恭助	角間川更生園長 佐藤仁志	介護保険事務所長 佐々木勝
管理課長 小松英昭	管理課主幹 堂本義則	管理課主査 久米 正
管理課主査 藤原忠臣	介護保険事務所主幹 樫尾正義	

1.会議の書記は、次のとおりである。

管理課 堂本義則

1.本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 専決処分報告について(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)
- (2) 報告第2号 専決処分報告について(平成19年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号))
- (3) 議案第24号 大曲仙北広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第25号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第26号 大曲仙北広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例の制定について
- (6) 議案第27号 平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第28号 平成19年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計補正予算(第1号)
- (8) 議案第29号 平成19年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)

(9) 議案第 3 0 号 平成 1 8 年度決算の認定について

(10) 議案第 3 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

副 議 長 (佐藤峯夫君)

副議長を仰せつかっております佐藤でございます。現在議長が欠けておりますので、地方自治法第 1 0 6 条第 1 項の規定により、議長の職務を取らせていただきます。

これより平成 1 9 年第 2 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。管理者から招集のあいさつがあります。管理者。

管 理 者 (栗林次美君)

本日、平成 1 9 年第 2 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

始めに、当組合議会の議員構成に変更がありましたので、ご報告申し上げます。

去る 1 0 月 1 1 日に招集された大仙市議会臨時会における選挙により、同市議会議長に大坂義徳氏が当選され、また、同市議会から選出される当組合議会議員の改選に伴い、藤井春雄氏、佐藤芳雄氏、橋村誠氏、藤田君雄氏、門脇一男氏、北村稔氏の 6 氏が選任されております。新たに当組合の議会議員に就任された皆様には、大曲仙北圏域の発展のためご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、広域行政に対しましてよろしくご指導、ご協力をお願い申し上げます。

今次定例会でご審議をお願いする案件は、あらかじめ送付させていただいている議案書及び説明資料のとおり、専決処分報告 2 件、条例案 3 件、補正予算 3 件、決算認定 1 件の合計 9 件であります。現在、議員の中から選任する監査委員が空席となっておりますので、その選任に関する人事案件を追加提案させていただく予定であります。各案件につきまして、よろしくご審議のうえご承認並びにご同意賜りますようお願い申し上げます。

それでは、当組合の 2 月定例会以降の諸般の状況と主要事業の進捗状況についてご報告させていただきます。まず始めに、年度初めの 4 月に角間川更生園において、利用者からの預り金が一時不明となる事故が発生いたしております。これは、同園の臨時職員が利用者に渡すべき慶弔金を一時保管したまま出し忘れ、一時的に不明となったもので、その後、利用者家族からの指摘を受けて発覚したものであります。結果的には、一時保管され、渡し忘れていた慶弔金は、利用者家族にお渡ししておりますが、利用者並びに利用者家族の信用を失墜させた責任は重いと考え、この臨時職員については、諭旨免職としたほか、監督責任のあった職員についても、所要の処分をいたしております。

次に、介護保険料の過徴収についてご報告させていただきます。すでに新聞、テレ

ビ等で報道されましたとおり、先般、介護保険事務所における事務処理上の不手際から、本来軽減しなければならない介護保険料を軽減しないまま10月支給分の年金から徴収してしまうという事態を招いてしまいました。社会保険庁に送付するデータの最終確認ミスにより惹起されたものであり、ご迷惑をおかけすることになりました美郷町の皆様と、ご心配をおかけした議員各位に対しまして、心からお詫びを申し上げます。その後、社会保険庁からの確定データを精査したところ、誤って保険料を徴収したのは、10月26日の記者会見時より人数では5人、金額で1万1,240円それぞれ減の、対象者467人、過徴収額が92万1,930円と確定いたしました。現在は、過徴収した保険料の還付が11月中に完了するよう作業を進めているところであります。また、社会保険庁側のシステムの制約により、残る2回の徴収についても同様に過徴収となることが判明しておりますが、その都度速やかに還付手続きをとるよう指示したところであります。なお、今後このような事故が発生しないよう戒めるため、介護保険事務所長を含め3名の職員を文書による訓告処分とし、さらにチェック体制を強化するなど、再発防止に万全を期してまいります。

次に、消防関係について申し上げます。消防車両の整備につきましては、東分署の消防ポンプ自動車と西木分署の救急車更新事業については7月中旬に、田沢湖分署のはしご車オーバーホールについては、今月初旬にそれぞれ発注済みであり、ともに年度内に納品となる予定のほか、田沢湖分署の災害対策車につきましては、7月下旬に配備を完了しております。また、協和分署に配備していた連絡車が7月中旬に老朽化のため走行不能となったことから、緊急措置としてリースにより車両の更新を図り、9月末日に配備を完了しております。

次に、仮称西分署建設事業の進捗状況についてであります。用地につきましては、農振除外及び農地転用許可を受けた10月26日付けで売買契約を締結しております。なお、用地測量及び地質地盤調査はすでに完了しており、造成工事につきましても11月初旬に発注し、本年度内に完了の予定であります。

消防職員の採用につきましては、9月2日に1次試験、10月10日・11日の両日に2次試験を実施し、10月24日に最終合格者を発表しております。来年度採用候補者の登録数は、上級職1名と初級職6名の合計7名であり、このうち、初級職に初めて2名の女性を登録したところであります。

なお、当組合では、消防本部の発足当時に多くの職員を採用しており、今後これらの職員が定年退職する時期を迎えることとなりますが、圏域住民の安心・安全を担う消防業務の重要性に鑑み、経験豊富な職員が新たに採用される職員に切り替わる際の業務に停滞を招くことのないよう、今般、職員の再任用制度を創出することとして、今次定例会に関連する2つの条例案を上程いたしておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、国体関連についてであります。大会開催前に関係機関並びに各種団体等、延べ1,024名の方を対象としてAEDの講習会を実施し、配備された施設における操作技術の普及に努めたところであります。なお、大会期間中の救急件数は13件で、搬送人員は15名でありましたが、このうち、選手や役員などの関係者は12名で、いずれも軽傷でありました。

次に、来年度大仙市を会場に実施される、緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練について申し上げます。この訓練は、総務省消防庁が主催し、北海道東北ブロックの1道と新潟県を含めた東北7県の会場を持ち回りで、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ平成8年から実施されているものであります。平成12年の秋田市に続き、2巡目の当番県となる来年度は、10月15・16日の2日間の予定で、大仙市を会場に実施の運びとなったものであり、開催市の常備消防体制が広域消防であるため、当組合も共催して合同訓練に参加協力することとしております。

次に、斎場関係について申し上げます。年次計画で実施しております火葬炉の補修工事につきましては、本年度は7月6日から8月7日までの期間に、3斎場合わせて707万8,000円の工事費で完了しております。

次に、更生園関係について申し上げます。後三年更生園の法人化と移転改築の件につきましては、これまで2回の議員全員協議会を開催していただき、本年度中に新規法人を立ち上げ、翌平成20年度から法人による運営に移行する計画であること、また、平成21年度に当該法人事業として移転改築を実施する計画であることをご説明の上で、新規法人設立認可申請の作業や移転改築に向けた準備を行ってきたところであります。本年度におきましては、法人化関連では、6月28日に利用者とその保護者に対し説明会を実施し、すべての利用者、保護者から同意をいただいたほか、法人設立準備会を7月4日に立ち上げ、委員6名による計5回の会議を開催した後、去る10月31日付けで社会福祉法人設立認可申請書を県に提出しております。

また、移転改築関連につきましては、本年2月に基本設計についての簡易型指名プロポーザルを実施し、松橋・響同設計共同企業体を選定し業務を委託しており、9月に成果品が納入されております。なお、今次定例会において、新規設立法人の基本財産形成に係る条例案を上程させていただいておりますが、そのほかにも次の定例会に上程を予定している条例案及び法人設立当初に必要な運用財産など当初予算に盛り込む必要がある経費があることから、今次定例会とは別に、12月3日に予定しております議員全員協議会で詳細についてご説明申し上げ、ご協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、介護保険関係について申し上げます。介護保険法の一部改正に伴い、本年4月から新予防給付がスタートしており、新たに要支援1、要支援2と認定された方には介護予防サービスが提供されることになりました。当組合管内の実施状況でありま

すが、半年を経過した本年9月末時点で、443人の方が要支援1に、また、421人の方が要支援2に認定されております。さらには、要支援の認定を受けた方のうち、約60%に当たるおよそ530人の方が地域包括支援センターやセンターから委託を受けた居宅介護支援事業所において個別に作成されるケアプランをもとに、介護予防サービスを利用しております。また、更新の方々すべてが新しい審査会を終える20年度末における要支援1、要支援2の認定者数は、1,700人程度になると見込まれます。

次に、地域密着型サービス事業所の実地指導状況についてであります。制度改正により地域密着型サービス事業所の指定権限及び指導監督事務が保険者に委譲されたことに伴い、県からの指導と事務の引継ぎを受け、現在の対象事業所47カ所のうち、昨年6月30日からこれまでの間に18年度は15カ所、本年度は9月末まで8カ所、いずれも認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）であります。合わせて23カ所を対象に実地指導を行っております。実地指導に当たりましては、人員や設備・運営に関する事項と介護報酬など会計処理に関する事項について審査しておりますが、主たる指導内容は、個人情報に関する事項をはじめ避難通路の確保や訓練計画の実施、自己評価・外部評価の実施、会計処理では事業所の会計区分の明確化などであり、それぞれ文書等で指摘をしております。また、本年度からは新たに利用者への虐待や身体拘束が行われていないか利用者の安全、保護に関する事項についても実地指導の調査項目に入れております。

次に、地域密着型サービス事業所の指定状況についてであります。本年度後期分として10月1日付けの内示を含む指定は、認知症対応型共同生活介護1カ所（仙北市角館町）、認知症対応型通所介護単独型1カ所（大仙市大曲）・同じく共用型1カ所（大仙市太田町）、地域密着型特定施設入居者生活介護1カ所（大仙市仙北）の合計4事業所となっております。これにより、本年度の指定は、認知症対応型通所介護が指定3カ所、小規模多機能型居宅介護が指定3カ所、認知症対応型共同生活介護が内示1カ所、地域密着型特定施設入居者生活介護が指定、内示それぞれ1カ所の合わせて9事業所となります。

以上で、招集の挨拶並びに諸般の状況についての報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長（佐藤峯夫君）

これより本日の会議を開きます。欠席の届出は、7番藤原万正君であります。出席議員は定足数に達しておりますので、本日の議事は「日程第1号」をもって進めてまいります。

日程第1「仮議席の指定」を行います。新しく議員になられた方々の「仮議席」は、ただ今ご着席の席を指定いたします。

日程第2「議長の選挙」を行います。お諮りいたします。「選挙の方法」につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により「指名推選」によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって「選挙の方法」は「指名推選」によることに決しました。

お諮りいたします。「指名の方法」については、「副議長において指名する」ことといたしたいと思いますが、これにもご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって「指名の方法」については、「副議長において指名する」ことに決しました。

議長には大仙市議会議長の大坂義徳君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました大坂義徳君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって大坂義徳君が議長に当選されました。大坂義徳君が議場におりますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。本人から当選のあいさつをお願いします。

議長 (大坂義徳君)

ただいまご指名を頂きました大坂義徳でございます。大曲仙北広域市町村圏組合は管理者の諸般の報告もございましたように、多岐に亘るいろいろな事業を抱えている組合でございます。地域住民が一番期待をもっているそれぞれの事業を持っている組合であります。当局を始め先輩の議員の皆様方には、今日まで本当にご難儀をおかけいたして、事業も順調に推移して来ているわけですが、今後ますます地域住民の期待も大きくなると思います。どうか今まで以上に議会議員の皆様方にはご指導賜りまして大曲仙北広域行政圏内が発展しますことをご祈念申し上げながら、大変僭越でございますが、議長の職を務めさせて頂きたいと思っております。ありがとうございました。

副議長 (佐藤峯夫君)

これをおもちまして、私の議長の職務は全部終了いたしました。皆様のご協力を心から感謝申し上げます。それでは、大坂議長、議長席にお着き下さい。

議長 (大坂義徳君)

この際、議事の都合上暫時休憩いたします。

(追加議事日程・繰越明許費繰越計算書配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議事を執らせていただきます。よろしくご協力お願いいたします。お手元に配布いたしました日程表のとおり、本日の日

程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。従いまして、お手元に配布いたしました日程表のとおり、本日の日程に追加し、議題といたします。

それでは追加日程第1「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。議員の氏名とその議席番号を職員に朗読させます。

職員 (堂本義則君)

それでは、議席番号を朗読いたします。

1番 大坂義徳君、2番 藤井春雄君、5番 佐藤芳雄君、6番 橋村 誠君、九番 藤田君雄君、10番 門脇一男君、13番 北村 稔君。以上でございます。

議長 (大坂義徳君)

ただ今朗読したとおり議席を指定いたします。

追加日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、8番 泉 繁夫君、9番 藤田君雄君、10番 門脇一男君を指名いたします。

追加日程第3「会期の決定」を議題といたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

追加日程第4「議長報告」平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合繰越明許費繰越計算書が管理者から提出されましたので、これをお手元に配布のとおり報告いたします。

日程第3「報告第1号 専決処分報告について(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松管理課長

管理課長 (小松英昭君)

それでは、報告第1号の専決処分についてご説明申し上げます。

本件は、当組合専任の副管理者に係る給料月額を引き下げのため、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正を行ったものであります。

当組合専任の副管理者の給料月額につきましては、旧大曲市の常勤監査委員の給料月額に合わせていた経緯がありますが、合併後の大曲市におきましては、平成18年度から特別職の給料月額を減額する措置が講じられており、その給料月額に差が生じている状況となっていることから、この不整合を是正するため、条例の附則において平成19年4月1日から1年間、専任副管理者の給料月額を2万5,000円引き下

げ、月額57万9,000円とする改正を去る3月31日付けで専決処分したものであります。

以上、報告第1号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (大坂義徳君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「報告第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4「報告第2号 専決処分報告について(平成19年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

小松管理課長

管理課長 (小松英昭君)

報告第2号の専決処分(平成19年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第1号))についてご説明申し上げます。

本件は、平成18年度の介護給付費及び地域支援事業費が確定したことに伴い、社会保険診療報酬支払基金交付金に返還金が生じたことから、介護保険特別会計予算について、繰越金を財源とした諸支出金の増額補正を行ったものであります。

補正の内容であります。歳入9款繰越金1項1目繰越金と歳出8款諸支出金1項1目償還金にそれぞれ2,021万8,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ115億3,931万1,000円としたものであり、当該返還金の返還期日が議会開催前の9月28日となっていたことから、去る9月1日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

以上、報告第2号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (大坂義徳君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「報告第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5「議案第24号 大曲仙北広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松管理課長

管理課長 (小松英昭君)

議案第24号「大曲仙北広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、当組合職員の定数のうち、消防職員の定数増を内容とした条例の一部改正を実施しようとするものであります。

当組合におきましては、組合が発足した昭和46年の翌47年から共同処理することとなった消防業務に必要な職員数を確保するため、数年間にわたり大量に職員採用した経緯がありますが、今後、その当時採用された消防職員が定年退職する時期を迎えることとなり、退職する職員に代わって新規に採用される職員が消防学校に入校している間など、一時的に職員不足となることや、経験豊富な職員が不在となることにより消防力の低下が懸念される状況が見込まれることから、消防防災業務或いは救急救助業務が停滞することのないよう、永年の経験と知識や各種の資格を有している定年退職者を再任用職員として採用することによる消防力保持を図るため、今般、消防職員の定数を現在の245人から255人とする改正を行うものであります。

なお、この大量退職期が終わった段階では、現在の定数に今後段階的に採用することとしている女性職員3人を加え、最終的には248人とする計画でございます。

以上、議案第24号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (大坂義徳君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。15番。

議員 (田口喜義君)

議案第24号の説明がありましたが、どの位の採用の人数で、ここ数年間でどの位退職人数が出てくるのか。それから、再任用職員として採用するということですが、それでも再任用職員はどの位の定数になるのか解りましたら教えていただきたい。

管理者 (栗林次美君)

消防長から答弁させます。

消 防 長 (佐藤富男君)

定数改正につきましては、現在の定数が245名から255名に10名の増員をお願いするものでありますが、これは主に再任用を活用するための増員でありまして、新採用者が消防学校に入校する6ヶ月間の業務停滞と戦力低下を防ぐために最小限度必要な職員数245名でありますけれども、255名がいなければ確保出来ないということでもありますので10名の増員をお願いするものであります。年度間の増員数はその年の再任用職員数とすることとしております。この定数改正は職員の切替が終わる20年間を予定しております。採用につきましては最高で平成36年に16名の退職者が出るということで、この前倒しと再任用によりまして極端に多かたり少なかたりということが無いように、10人前後の増員でやっていきたいということでもあります。

それから退職人数につきましては、今後10年間で105名が退職する予定でございます。その間ということでもありますのでよろしくご承認賜りますようお願いいたします。

議 員 (田口喜義君)

今の消防長の説明では、今後10年間条例改正する255名に増員するという説明ですが、19年度は7名の職員が採用されておりますけれども、来年度からは10名新規採用して、そして再任用職員を10名というようなことになっている。そうすれば10年経つとどうなるのか。

消 防 長 (佐藤富男君)

来年度の退職者は5名です。先ほど申し上げましたように、最高年度で16名の退職者が出るわけでもありますけれども、これを5名とか16名とか極端に少なかたり多かたり、つまり16名が退職しますとそれだけ戦力が落ちるわけでもあります。それを10人前後で定例化していく。10年間で105名退職しますけれども、そういう前倒しということで、これから大体平成39年頃までそれを平均的なこととしたいということでもあります。

議 員 (田口喜義君)

最高の退職者は平成36年の16名ということでしたけれども、今説明された退職者が10名いなくて10名採用するという事になっていけば、定数がどんどん増えていくことになってしまう。それと定数を10名増やすことによって、10名以内の採用定数で抑えていくのか、それともぎっちり255名定数いっぱいを採用していくのかももう少し分かり易く説明して下さい。

議 長 (大坂義徳君)

暫時休憩します。

(消防の定数に関する資料配付・説明、質疑)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号に対して、他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第24号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第25号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松管理課長

管理課長

(小松英昭君)

議案第25号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、現在の当組合条例におきましては、普通財産及び物品に係る譲与や減額譲渡或いは無償貸付や減額貸付ができる相手方を、一部を除き「他の地方公共団体その他公共団体」として、法律に設立根拠があり、公権力の行使が認められた団体に限定しておりますが、これまでも議会にご説明申し上げておりますとおり、平成20年4月に予定している後三年更生園の法人移行に伴い、事業を継承するため新たに設立する社会福祉法人に対し、その基本財産として現更生園施設を、また、切れ目なく事業を継続していくためには、施設内外で現在使用している什器備品類を無償譲渡することから、今般、当該譲与等ができる相手方として、社会福祉法人が含まれる「公共的団体」という文言を条例の規定に加える改正を行うとともに、所用の文言の整備を行おうとするものであります。なお、条例の施行であります。公布の日からとしております。

以上、議案第25号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(大坂義徳君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第25号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第26号 大曲仙北広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松管理課長

管理課長 (小松英昭君)

議案第26号「大曲仙北広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、議案第24号の職員定数条例の一部改正に関する提案理由と同様の理由により、当組合における定年退職者を再任用職員として採用することについて、地方公務員法第28条の4の規定に基づき、必要な事項を条例規定しようとするものであります。

この再任用制度につきましては、その法的な根拠や制度の骨格については、地方公務員法本体に規定されているため、今般、条例規定する内容としては、定年退職以前に退職した職員のうち、25年以上の勤続があり、かつ、退職から5年以内の職員を定年退職者に準ずる者として再任用できる旨を規定するほか、勤務実績が良好である場合は任期の更新ができる旨、また、再任用職員の任期の末日は当該再任用職員の年齢が65歳に達した後の最初の3月31日以前とし、66歳以上の再任用は行わない旨を規定するものであります。

なお、条例の施行であります。平成20年4月1日といたしております。

以上、議案第26号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (大坂義徳君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。15番。

議員 (田口喜義君)

どの様にこの再任用制度を運用していくのか、給与はどうか、待遇はどうか、どういう規定で再任用するのか、その辺が不透明なので答弁願います。

管理者 (栗林次美君)

管理課長から説明させます。

管理課長 (小松英昭君)

こういった処遇をするのかといったことだと思いますけれども、先ほども説明申し上げましたけれども、再任用制度につきましては、地方公務員法の法律本体でその制度の骨格が定められております。例えば再任用職員の任期は1年以内にするとか、こういったものについては法律で定められているということでございます。給料的な部分は、給料表の一番下のところに一覧がありまして再任用職員の給料表が定められるということになりますけれども、これにつきましては、来年2月の議会定例会で給与条例の改正をする予定がありますので、上程してご説明させていただきたいと思っております。先ほど消防長の答弁にもありましたように、採用される職責に従った給料が定められることになろうかと思っております。臨時職員だとか嘱託職員とかの一律の給料とかにはならないということです。

議 員 (田口喜義君)

備考欄にあります再任用が6ヶ月期間だとか、再任用人数が違うところがありますが、消防学校に行っている人だけなのですか。人数がちょっと合わないところがあるのですが、この備考欄の説明の意味は何なのか教えていただきたい。

消 防 長 (佐藤富男君)

再任用は6ヶ月間であります。4月1日に採用になりまして、9月いっぱいまで消防学校に入ります。新採用者は全員入ります。その穴埋めのために再任用したいということでもあります。ただ、10人の再任用者のうち1人位は1年を通して任用しなければいけないのではないかと考えております。いずれにしましても、年間10人位が入れ替わるわけありますので、総体的な戦力がかなり心配であります。その戦力を落とさないようにやって参りたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議 員 (田口喜義君)

原則6ヶ月間の再任用ということでもありますけれども、第3条をみますと、再任用の期間の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるとありますが、今説明された1年もできるということではないですか。そうであればここにある程度その人数を決めておく必要があると感じますが、いかがでしょうか。

消 防 長 (佐藤富男君)

再任用という制度がありましても、退職された方の健康状態とか、すべて全員が応じれるような状況でない場合があります。そういうことで、4月から9月末までの6ヶ月間で再任用が切れる訳ですけれども、次の年にまた再任用しなければならないという事態が発生した場合のことです。

議 員 (田口喜義君)

すると、先ほど言いました1年間通してということは無いことですね。1人位は1年間通してということは条例には無いということですね。

消 防 長 (佐藤富男君)

それはいろいろなケースがありますけれども、1人位はお願いしなければならない事態も生じてくるということでもあります。

議 員 (田口喜義君)

この条例、文章にはその意味も含んでいるということですか。

消 防 長 (佐藤富男君)

はい。

議 長 (大坂義徳君)

他にございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第26号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第27号 平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」、日程第9「議案第28号 平成19年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計補正予算(第1号)」、日程第10「議案第29号 平成19年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)」の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松管理課長

管理課長 (小松英昭君)

それでは、議案第27号から議案第29号までの平成19年度11月補正予算の概要について、ご説明申し上げます。議案説明資料4ページの総括表をご覧ください。

今回の補正につきましては、一般会計が55万4,000円、後三年更生園特別会計が22万9,000円、角間川更生園特別会計が262万1,000円のそれぞれ増額となっており、合計では340万4,000円の増額となり、補正後の予算総額を145億7,651万5,000円とするものであります。

はじめに、議案第27号「平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

11月補正予算書の1ページをお開き願います。議案説明資料の方は5ページからとなります。今回の補正は、消防費の増額をお願いするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万4,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それ

それぞれ25億4,384万円とするものであります。

それでは、補正の内容について歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページをお開き願います。

歳入6款諸収入2項1目雑入は、55万4,000円の増額であり、財団法人日本防火協会からの「民間防火組織等の防火・防災普及啓発推進事業助成金」であります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページをお開き願います。

歳出5款消防費1項1目常備消防費は、55万4,000円の増額であります。補正の内容であります。財団法人日本防火協会からの助成金交付決定を受け、民間防火組織等の育成強化を図るため、防火・防災訓練用資器材である煙体験ハウスと発煙機を購入するものであります。

2目施設整備費は、委託料と工事請負費について350万円の組み替え補正をお願いするものであります。平成20年度事業として予定している仮称西分署建設事業につきましては、その建築設計業務委託についても、平成20年度当初予算に計上の予定でありましたが、本年度実施した用地造成工事に請負差額が発生することから、建築工事の円滑な推進に資するため、これを財源としまして、本年度中に実施するものであります。以上が、一般会計補正予算(第1号)の概要であります。

次に、議案第28号「平成19年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書の8ページをお開き願います。議案説明資料の方は6ページとなります。今回の補正は、事業費の増額をお願いするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万9,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ2億2,907万8,000円とするものであります。補正予算書は13ページをお開き願います。歳入5款繰越金1項1目繰越金は、22万9,000円の増額であり、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。補正予算書は14ページをお開き願います。歳出2款事業費1項1目事業費は、22万9,000円の増額であります。平成20年度に設立予定の社会福祉法人に対し基本財産となる現施設を無償譲渡するにあたり、必要となる建物の登記手続きに係る委託料を、前年度繰越金を財源として予算計上するものであります。

以上が、後三年更生園特別会計補正予算(第1号)の概要であります。

次に、議案第29号「平成19年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書の15ページをお開き願います。議案説明資料の方は7ページとなります。今回の補正は、地域療育等支援事業費の増額をお願いするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262万1,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ2億4,807万6,000円とするものであります。補正予算書の2

0 ページをお開き願います。歳入 3 款県支出金 1 項 1 目民生費県委託金は 2 1 9 万 4 , 0 0 0 円の増額であり、県から委託を受けている障害児等療育支援事業の委託額確定によるものであります。次に、歳入 7 款諸収入 1 項 1 目民生費受託金は、4 2 万 7 , 0 0 0 円の増額であります。大仙市の委託を受け実施している相談支援事業と障害児集団訓練事業の受託額確定によるものであります。補正予算書の 2 1 ページをお開き願います。歳出 4 款地域療育等支援事業費 1 項 1 目地域療育等支援事業費は、2 6 2 万 1 , 0 0 0 円の増額であります。その内容であります。業務量の増加に伴う臨時・パート賃金、業務内容の多様化に対応するための教材やパソコン等の購入費、また、冬期間の利便性を確保するため、除雪機やこれを格納する中古プレハブ式物置の購入費を、歳入でご説明申し上げた、委託金と受託金の増額分を財源として予算計上するものであります。

以上が、角間川更生園特別会計補正予算（第 1 号）の概要であります。

以上、議案第 2 7 号から議案第 2 9 号までの 3 件を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

議 長 （大坂義徳君）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。

これより「議案第 2 7 号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第 2 8 号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第 2 9 号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 「議案第 3 0 号 平成 1 8 年度決算の認定について」を議題といたします

す。

提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者（鎌田榮治君）

議案第30号「平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、当組合における一般会計と4特別会計、合わせて5会計の平成18年度歳入歳出決算を議会の認定に付するものであります。決算の内容は、お手元にお配りしております「平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計・特別会計歳入歳出決算書」のとおりであり、去る9月27日、同条第2項及び同法第241条第5項の規定により、当組合監査委員の審査をいただいたものであり、その審査結果につきましては、別冊監査委員から提出されている審査意見書のとおりであります。

それでは、決算の概要についてご説明申し上げます。議案説明資料の9ページをお開き頂きたいと思っております。

はじめに、一般会計であります。歳入は、予算現額25億8,835万5,000円に対し、収入済み額が25億9,023万7,061円であり、予算現額との比較で188万2,061円の増となっております。一方、歳出は、支出済み額が25億5,982万8,940円で、予算に対する執行率は98.9%、不用額は2,852万6,060円であり、歳入歳出差引額は3,040万8,121円となっております。歳出では、人件費が78.2%を占めているほか、主な事業として消防費における田沢湖分署救急自動車購入費16,118千円、大曲消防署はしご車改修費26,250千円、角館消防署トイレ改修工事費1,035千円、また、3斎場の火葬炉等補修工事費が6,710千円などとなっております。なお、決算書の15ページ歳出6款教育費の大曲、角館両広域交流センター管理費は、19年度から施設の県から両市への移管となっておりますために、これに伴い、18年度決算を持って終了となるものであります。

次に、後三年更生園特別会計であります。19ページからでありますけれども、歳入は、予算現額2億6,022万9,000円に対し、収入済み額が2億7,167万596円であり、予算現額との比較で1,144万1,596円の増となっております。歳出は、支出済み額が2億4,875万1,927円で、執行率95.6%、不用額は1,147万7,073円であり、歳入歳出差引額は2,291万8,669円となっております。歳出の主な内容は、人件費等通常の管理運営経費のほか、臨時的経費として移転改築関連事業費、内容としては、用地測量・登記業務委託費1,701千円、用地購入費5,172千円、用地造成工事費12,023千円、給水管延長工事費174千円の合わせて19,070千円を支出しております。

次に、角間川更生園特別会計であります。歳入は、予算現額2億6,620万3,000円に対し、収入済み額が2億7,797万6,092円であり、予算現額との比較で1,177万3,092円の増となっているほか、収入未済額が7,700円となっております。歳出は、支出済み額が2億5,696万8,370円で、執行率96.5%、不用額は923万4,630円であり、歳入歳出差引額は2,100万7,722円となっております。歳出の主な内容は、更生園の運営管理費のほか、グループホームや障害児等療育支援事業、大曲養護学校児童生徒放課後生活支援事業に要する経費であります。

なお、更生園両会計とも、18年度の「障害者自立支援法」の制定に伴い、歳入において支援費収入が減額となりましたが、一方で利用者負担金が増額となっているものであります。

次に、42ページ、休祭日救急医療センター特別会計の歳入は、予算現額1,846万4,000円に対し、収入済み額が1,993万1,197円であり、予算現額との比較で146万7,197円の増となっております。歳出は、支出済み額が1,751万7,059円で、執行率94.9%、不用額は94万6,941千円であり、歳入歳出差引額は241万4,138円となっております。内容は、医師・薬剤師各1人、看護師2人、事務員1人体制で日曜、祝祭日及び年末・年始に出務しており、患者数は、内科211人(31.1%)、小児科467人(68.9%)、計678人(1日当たり平均9.83人)となっております。

次に、介護保険特別会計、49ページからであります。歳入は、予算現額110億1,659万6,000円に対し、収入済み額が111億1,003万928円であり、予算現額との比較で9,343万4,928円の増となっているほか、不納欠損額が984万4,040円、収入未済額が4,132万6,002円となっております。歳出は、支出済み額が107億5,055万9,874円で、執行率97.6%、不用額は2億6,073万2,126円のほか、翌年度繰越額が530万4,000円となっております。歳入歳出差引額は3億5,947万1,054円となっております。歳入歳出差引額が3億6,000万円弱と多額になっておりますが、これは、)保険給付費や地域支援事業費の確定に伴い、平成19年度において、国、県、支払基金に対して約1億4,600万円の返還金があること、また、介護給付費等準備基金に積み立てるべき今後の給付財源が約1億4,800万円ほど含まれていることから、繰越明許費を除きますと、実質の歳入歳出差引額は6,500万円ほどとなるものであります。17年度と比較いたしますと、歳入で約7億5,500万円(7.3%)の増、歳出でも約5億6,000千円(5.5%)の増であります。これは、グループホーム数の増加や、介護保険法の改正により、高額介護サービス費が増加したことなどに伴う保険給付費の増や、法改正により新設された地域支援事業に要する経

費が生じたことなどにより、歳入・歳出ともに増額となったものであります。

次に、各会計を合算した総額であります。収入済額が142億6,984万5,874円、支出済額が138億3,362万6,170円で、収入済額に対する支出済額の割合は96.9%、歳入歳出の差引額は4億3,621万9,704円となり、同額が翌年度に繰越しとなるものであります。

次に、議案説明資料の11ページをお開き下さい。11ページの表は、組合の公債費を示しており、決算年度中未償還元金の額は、消防関係の7億554万7,561円をはじめ、総額7億1,446万2,600円となっております。18年度中の元利償還金額は、6,334万1,839円であり、19年度には7,900万円程と増加する見込みであります。更に、ピークを迎える20年度には8,900万円程となる見込みであります。これは、16年度実施事業である、消防高機能消防指令センター整備事業及び南分署建設事業等によるものであります。

次に、12ページをお開き下さい。12ページの表は、財政調整基金の内訳を示す資料として、決算資料とは別に作成したものであります。平成18年度末現在高は1億8,790万2,805円となっております。

次のページをお開き下さい。13ページと14ページは、平成18年度決算における不用額の主な内訳についてまとめた表となっております。職員の中途退職等による人件費の減、物件費の節約等による減、介護保険におけるサービス量が見込みを下回ったことによる保険給付費の減、各地域包括支援センターの事業実績に伴う地域支援事業費の減などが主なものとなっております。

以上で、平成18年度決算の概要説明を終わらせていただきますが、ご承知のとおり、一部事務組合は、構成市町村より拠出していただいている負担金を主な財源として共同事務を行っております。平成18年度における、市町村負担金総額は38億8,831万6,000円であり、歳入総額に占める割合は27.2%であります。また、介護保険特別会計を除いた4会計では23億4,916万1,000円となり、負担金の割合は74.3%を占めることとなります。また、先程のご説明の中でも申し上げましたが、介護保険料については不納欠損と収入未済が生じており、前年度と比較いたしますと、不納欠損は金額で100万円程、割合で11.3%、収入未済は金額で581万円程、割合で17.7%、それぞれ増加しております。負担の公平性を保つため、徴収員を増員するなど、可能な限り未納解消に取り組んでいるところでありますが、今後とも最善を尽くしてまいりたいと存じます。非常に厳しい各構成市町の財政事情を踏まえながら、今後も常に費用対効果等を意識した予算執行及び事業運営に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計並びに特別会計の決算につ

きましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議長 (大坂義徳君)

これより、質疑に入ります。議案第30号につきまして、質疑の通告がありますので、発言を許します。14番 佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

介護保険会計決算に関連して質問させていただきます。最初に介護保険料についてですけれども、18年度介護保険料は基準額にして月額1,130円引き上げたわけがあります。そのことによって大幅な収入増が18年度あった訳ですけれども、一方で収入未済額の増加、不納欠損の増加ということが起きている訳でありまして、保険料を引き上げたことが収入未済額の増加にどうつながっていると考えているのか。また、今後不納欠損の額は、当局ではその徴収をがんばるという話が出されましたけれども、不納欠損というものは、高齢者の保険料の負担の実態からすれば、今後も一層増えていくものであると私は思う訳でありますけれども、その点どの様にお考えになっているのかお答え願いたいと思います。この点と合わせて、収入未済、不納欠損というものは普通徴収者のみから生ずるものでありますから、普通徴収者の数及びその割合についてお伺いしたいと思います。

保険料のふたつ目には、サービス給付費見込みから割出した1号被保険者の負担分は19%と国では決められていたようですが、決算をみますと、19.9%となっているわけです。結果的にこれは税金の取り過ぎではないかと思う訳ですけれども、21年度の見直しの前にも保険料の引き下げを検討できないかというのが2点目です。

次に、介護サービス費の決算において、約1億9500万円の不用額を生じたという点についてであります。これは、平成17年度まで年々増加していた施設サービスやグループホームの利用が18年度は見込みを大きく下回ったことが主な理由と考えます。このサービス利用が見込みを大きく下回るということは、17年10月からの食費・居住費の自己負担が大きく影響しているものと思われそうですが、どのように検討されているものかお聞かせ願います。また、18年度の施設、居宅、地域密着型毎のサービス利用者数について、また、19年度におけるこれらの利用状況は、計画に対してどのように推移しているのかお知らせ願いたいと思います。

給付費のふたつ目としては、介護福祉施設、老健施設、グループホームの利用者の所得状況について、また、居宅介護サービスの要介護度別支給限度額利用率について教えて頂きたいと思います。

議長 (大坂義徳君)

14番 佐藤文子君の質疑に対する答弁を求めます。管理者。

管理者 (栗林次美君)

介護保険事務所長から答えさせます。

介護所長 (佐々木勝君)

介護保険事務所の佐々木でございます。佐藤文子議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、介護保険料についてであります。平成18年度からの第3期事業計画における当組合の保険料基準額は月額3,990円となっており、これは全国平均の4,090円より100円下回り、県平均の3,988円とほぼ同水準となっております。議員ご質問の、保険料引き上げと、収入未済額並びに不納欠損額の増加との関係でございますが、先ほど副管理者からも申し上げておりますように、平成18年度は17年度と比較して収入未済額が580万8,237円、不納欠損額が99万9,559円の増となっております。しかしながら、保険料の総額全体の割合から見ますと、それぞれ0.3ポイント、0.1ポイントの減となっており、保険料引き上げによる影響は特段ないものと考えております。また、18年度当初賦課時点での第1号被保険者数は4万4,761人で、このうち普通徴収者は2,441人、その割合は5.5%となっております。次に、第1号被保険者の保険料基準額につきましては、3ヶ年を一つの期間として算定することになっており、第3期の事業計画では、平成20年度までの保険事業分と地域支援事業分を併せた見込額により試算をしております。平成18年度は事業計画の初年度であり、19年度、20年度に見込まれる給付費・地域支援事業費の増額を考えると、形式的には議員ご指摘のとおり、初年度は負担率が高い数値となりますが、中間年度はおよそ平均値となり、最終年度は逆に負担率が低下するという考え方で、制度の仕組みが作られているところでございます。

ただいま申し上げましたとおり、事業計画は3年間を1事業期間として保険料を設定しておりますので、保険料の引き下げについては考えておらないところでございます。

次に、保険給付費についてでございますが、第3期事業計画の中で平成18年度分として見込まれた地域密着型サービス事業所や介護付き有料老人ホームなどの開設が、年度途中で先送りとなったり、開設後すぐに休業するなどの不測の事態等が発生したため、サービス費の伸びが見込みより低くなったことにより不用額が生じたものでございます。

また、食費・居住費の自己負担化によるサービス利用への影響ではありますが、高額介護サービス費の給付と合わせて、低所得者対策として食費並びに居住費の軽減を図る特定入所者介護サービス費の給付内容において、さらに収入が80万円以下の利用者に対する給付の増額を図る制度改正がなされたことにより、そうした方々に対しての影響は少ないものと考えております。

次に、サービスの利用者数であります。18年度実績では、施設サービスが総数で1万8,533人、月平均では1,544人、居宅サービスが総数4万6,718

人、月平均で3,893人、地域密着型サービスが総数4,816人、月平均で401人となっております。

また今年度7月までの利用実績につきましては、施設サービスが総数で6,197人、月平均で1,549人、居宅サービスが総数で1万5,421人、月平均で3,855人、地域密着型サービスが総数で1,957人、月平均で489人となっております。計画の数値と比較しますと施設と地域密着型サービスはやや低めで、居宅サービスが若干多めに推移しておるところでございます。

次に、介護福祉施設、老人保健施設、グループホーム利用者の所得状況についてのご質問であります。これにつきましては、保険料の軽減及びサービス利用の自己負担額が軽減となる住民税非課税世帯の方々、所謂、低所得者層の方々の利用実態で見ますと、平成19年7月分では特別養護老人ホーム利用者902人の内94.1%にあたる849人の方、同じく老人保健施設では650人の利用者の内49.8%にあたる324人、グループホームは363人の利用者の内42.7%にあたる155人の方々がこの対象となっており、施設のサービスを利用しておるところでございます。

また、居宅介護サービスの要介護度別支給限度額に対する利用比率についてでございますが、平成19年8月分のデータによると、要支援1の方の支給限度額は4万9,700円に対してサービス利用平均額が2万1,999円となり、利用比率が44.3%となっており、同じく、要支援2では10万4,000円に対して3万8,426円の36.9%、要介護1では16万5,800円に対して、4万8,956円の29.5%、要介護2では19万4,800円に対して7万6,400円の36.3%、要介護3では26万7,500円に対して10万2,756円の38.4%、要介護4では30万6,000円に対して14万1,659円の46.3%、要介護5では限度額35万8,300円に対して16万7,771円の46.8%であり、全体の平均利用の比率では約40%の水準となっております。

議長 (大坂義徳君)

14番再質問ありませんか。

議員 (佐藤文子君)

保険料に関してですけれども、全体の保険料収入には影響が無いものと言うふうにお答えいただいた訳ですけれども、いずれ滞納として不納欠損を生み出す方々というのは、普通徴収の方々、1年間にわずか12・3万円の年金しかもらっていない方々からの徴収ですので、こうした方々からの保険料徴収は今後も担当職員の徴収努力を一生懸命やったところで、なかなか保険料を集めきるといのは難しいと私は考えるわけです。全体の保険料収入には影響が無いと言っても普通徴収者が常に滞納する事態に直面していく、こういったところをどのように解決していくのか、打開策を考えているのかお答え願いたいと思います。

それから、給付見込みのサービス量は、19年度の間年度は増えて最終年度は負担率が下がるという構造で3年間の保険料が決められるというお答えでありましたが、果たして19年度は保険料が上がったほかに住民税等も上がりまして、お年寄りの負担というものはものすごく増えている。そのため、保険料負担もさながら介護サービス費の利用に回すお金が無いというのが皆さんの声であります。給付見込みというものを、過去3年間の見込みの考え方と19年度、20年度の見込み方が果たして通用するのかどうかということと考えますと、やっぱり19年度は増える高齢者数の割には給付額が増えないのではないかとというのが私の考え方です。このような点を踏まえ、保険料を下げるお考えはないか再度お聞きしたいと思います。

介護所長 (佐々木勝君)

ただ今のご質問にお答え申し上げます。保険料の件ですけれども、普通徴収の方2,441人と申し上げます。全体の5.5%でございますけれども、この内訳でございますが、普通徴収になる方というのは、当該年度で65歳になる方が一番多い訳です。ルールによりまして19万円未満の方も天引き出来ないわけですけれども、実数を把握しておりませんが恐らく1,000人いるかいないかの方だと思います。その他事情がありまして年金から天引き出来ない人もおりますけれども、制度的に40歳以上の方全員が負担する保険ですので、すべての方にルールを説明しながら、滞納なされている方にはその趣旨を説明し、仮に滞納なされた場合はサービス受給にペナルティーも設定されておりますので、そのようなことの無いよう徴収員や職員が出来るだけ納めていただくよう勧めておるところでございます。

給付の方でございますけれども、19年度・20年度の伸びがそれほど無いのではないかとのご指摘でございますけれども、居宅の方のサービス利用でございますけれども、支給限度額からの利用率40%ですので自己負担等の理由でなかなか使えないことだと思いますけれども、高齢化が進みますと要するに家族介護におんぶしている部分が相当あると思っておりますけれども、それでも家族介護でみれる限界が来るとみております。それを先取るかのように、各圏域内に有料老人ホーム等の施設を始め、短期入所施設そういうものの計画が出てきておりますので、そういう所の施設利用がなされますといずれ給付費の伸びは避けられないものと認識しております。そういうことから給付費全体としては、予想通り伸びていくものと試算したものでございます。

議長 (大坂義徳君)

14番再々質問ありますか。

議員 (佐藤文子君)

内容については解りました。最後にお答え頂いた要介護度別の限度額利用率についてお尋ねした理由は、経費がかかるために利用しない、居宅におけるサービス利用率40%は、第2期における利用率より下がっているというのが実態ではないかと思う

のですが、最後にその点をお答え頂いて質問を終わります。

いままで限度額に対する46%位が利用率だったと思います。要介護度別の平均が、それが40%、中でも要介護1が29%、これは30数%はあったはずなんですけれどもこれだけ下がっている。今、居宅サービスの利用者は、経費の問題で限度額の半分にも満たない額で抑えているというのが実態ではないかと思いますが、その点を最後に、第2期と比較して今事態はどうなっているのかお答えいただきたい。

介護所長 (佐々木勝君)

第2期の場合は、保険料2,860円と非常に低い水準でしたが、グループホームをはじめとした様々な施設、基盤整備が図られてきました。そのために在宅に居られた方がその辺の施設の利用が予想以上に増えたということがあると思います。限度額40%程度ということは、現在居宅サービスを受けられている方々の中には、まだ家族介護をなされている方がいるというふうに推定されますけれども、第2期の場合は施設が多く出来たために居宅の方々が施設に移動したと推定できるのではないかと考えております。

議長 (大坂義徳君)

以上で通告による質疑を終わります。他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

以上で質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

議員 (佐藤文子君)

私は18年度決算に対して、反対の立場で討論させていただきます。今回の決算には、今質疑で話をいたしました介護保険特別会計決算が含まれております。この介護保険特別会計の当初予算審議において、私は18年度の保険料の引き上げがあったことに対し反対したものであります。決算を見ますと売り上げと高齢者の増加により保険料収入は前年度より約5億円増となっておりますけれども、一方給付費は介護サービスの見込みを下回ったことにより伸びはわずかであります。結果的には65歳以上の1号被保険者が負担する介護保険料の割合が19%を超えるという事態になった訳でありますけれども、これは高齢者にとって大きな負担とお金がなければ使えないサービスというそもそも介護保険の矛盾がよく出てきているのではと思います。そういった問題を含んでいる本決算には賛成いたしかねます。

議長 (大坂義徳君)

他に討論ありませんか。

(討論なしの声)

これで討論を終結致します。

これより「議案第30号」を採決いたします。

本案は異議がございましたので、起立による採決と致します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成 13 , 反対 2)

起立多数であります。よって本案は原案のとおり認定されました。

この際議事の都合上暫時休憩いたします。

(追加日程、追加議案配布)

休憩前に引き続き会議を開きます。2番 藤井春雄君の退席を求めます。

ただ今監査委員の選任についての人事案件が管理者より提出されましたので、お手元に配布いたしました日程表のとおり、本日の日程に追加し議題としたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。従いまして、お手元に配布いたしました日程表のとおり、本日の日程に追加し、議題とします。

追加日程第5 「議案第31号 監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。管理者より提案理由の説明を求めます。管理者。

管 理 者 (栗林次美君)

議案第31号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

当組合同規約第9条に「組合に監査委員2人を置く」となっておりますが、現在、議員の中から選任される監査委員1名が欠員となっております。つきましては、議案記載のとおり、大仙市議会から選出されております 藤井春雄氏を監査委員に選任いたしたく、当組合同規約第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (大坂義徳君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより「議案第31号」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

暫時休憩をいたします。

(藤井春雄君 着席)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今監査委員に選出されました藤井春雄君から就任のあいさつをお願いします。

監査委員 (藤井春雄君)

藤井春雄でございます。慣例によりまして年令の高い者だそうでありまして、間違いなく最高齢だと思えます。決算を見ますと140億を超える膨大な予算であります。数字に弱い私が、監査委員などとは適当ではないと思えますが、決められました以上、公明正大な会計運営が出来るように努力したいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 (大坂義徳君)

以上をもって、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。これにて、平成19年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。